## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年12月1日
（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社　高松　隆久
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　第二東名高速道路　清水ＩＣ～清水第四トンネル間道路情報板設備工事
⑶　工事場所
自）静岡県静岡市清水区宍原
至）静岡県静岡市葵区下
自）静岡県静岡市清水区吉原
至）静岡県静岡市清水区尾羽
自）静岡県静岡市清水区興津
至）静岡県静岡市清水区押切
⑷　工事内容　本工事は、第二東名高速道路清水ＩＣ～清水第四トンネル間に道路情報板・可変式速度規制標識設備を設置するものであり、必要な機器の設計製作、機器据付、配管配線及び試験調整等一切の工事を行うものである。
⑸　工事概算数量

| 施工内容 | 単位 | 数量 |
|---|---|---|
| 【新設】 | | |
| インター流出部情報板（２事象） | 面 | 2 |
| インター流出部情報板 | 面 | 3 |
| インター入口情報板（２事象） | 面 | 6 |
| 料金所情報板 | 面 | 3 |
| トンネル入口情報板 | 面 | 6 |
| トンネル入口補助情報板 | 面 | 2 |
| トンネル内情報板 | 面 | 4 |
| ジャンクション情報板（２事象） | 面 | 8 |
| ジャンクション情報板 | 面 | 4 |
| 図形情報板 | 面 | 4 |
| 所要時間情報板 | 面 | 4 |
| 満空情報板 | 面 | 3 |
| 簡易情報板 | 面 | 10 |
| 緊急開口部情報板 | 面 | 2 |
| 可変式速度規制標識 | 面 | 26 |
| 【移設】 | | |
| 可変式速度規制標識 | 面 | 4 |

⑹　工期　契約締結日の翌日から450日間
⑺　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、入札時に、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。
⑼　本工事は、入札後に落札予定者と当社とが、より合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議（以下「技術提案協議」という。）を実施し、技術提案協議に基づく価格で契約することができる技術提案協議方式の工事である。ただし、入札額が低入札価格調査制度の調査重点価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。
⑽　本工事は資料の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたいものは、電子入札運用基準に基づき契約責任者の承諾を得て紙入札方式によることができる。
2　競争参加資格
当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵
①【単体の場合】
「交通情報設備工事」において、開札時に「平成21・22年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②【特定建設工事共同企業体を構成する場合】
「交通情報設備工事」において、開札時に「平成21・22年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）の２者で構成された特定建設工事共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。
⑷　平成11年度以降に、単体又は共同企業体（元請けに限る）として完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
㋐　遠方の中央監視制御設備からＨＤＬＣまたはＴＣＰ／ＩＰの伝送手順による制御監視が可能な、道路、鉄道、空港又は河川等の公共施設として設置されたＬＥＤを用いた可変式の屋外表示装置について、下記①から③に示す全てを実施した工事。
①　機器の製作（他社への依頼製作を含む）
②　機器の設置
③　試験調整
⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備期間を含む）している期間とする。
①　専任の主任（監理）技術者が、当該工事に係わる建設業法の許可業種（電気通信工事）に係る資格を有する者であること。
②　現場代理人及び主任（監理）技術者が、平成11年度以降に下記㋐の工事の施工経験を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
㋐　遠方の中央監視制御設備からＨＤＬＣ又はＴＣＰ／ＩＰ伝送手順による制御監視が可能な、道路、鉄道、空港又は河川等の公共施設として設置されたＬＥＤを用いた可変式の屋外表示装置について、機器の設置及び試験調整を実施した工事。
③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④　監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　主要設置予定機器等評価
①　主要機器の製造予定業者が、平成11年度以降に下記㋐に示す同種機器の納入実績を有すること。
㋐　同種機器
遠方の中央監視制御設備からＨＤＬＣ又はＴＣＰ／ＩＰ伝送手順による制御監視が可能なＬＥＤを用いた可変式の屋外表示装置。
②　24時間以内に到達可能な地域において、主要機器の24時間保守技術支援体制の現時点での有無。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。